

令和 4 年 10 月 13 日
全国高等学校長協会

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会
基本問題小委員会におけるヒアリング資料

- 1 「(2) 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成 (p. 23)」について
 - ・学校を取り巻くあらゆる課題に対応するための教職員集団の多様化については、総論としては賛成である。
 - ・まず、多様な人材を確保するためには、人材の数を増やすための方策を講じ、資格取得や予算措置などの支援が必要である。
 - ・また、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインの指針では、教師に共通的に求められる資質能力が、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICT や情報・教育データの利活用の 5 つの柱で再整理されている。(p. 20)
 - ・教師に共通して求められる資質能力は、正規教員に限定されたものではなく、臨時的任用教員や非常勤講師をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員など、学校に関わる多様な人材にも共通して求められるものがある。
 - ・そうした資質能力を定義し、**多様な人材の質や量を担保するための仕組みが必要ではないか。**

- 2 「(3) 教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保 (p. 24)」について
 - ・多様な教職志望者へ対応するため、教職課程の柔軟性を高めることには同意である。
 - ・一般大学においては、近年、教職課程を廃止する大学などが出ている。一例として、愛知県においては、これまで、普通教科では数学と理科の教員を多数輩出してきた、名古屋大学工学部と名古屋工業大学がともに教職課程を廃止した。また、名古屋大学経済学部では、中学校の社会の免許状の取得ができなくなり、経済学科では高校・公民、経営学科では高校・商業の免許状しか取得できなくなっているとの声が上がっている。高校公民の教員採用選考では、中学の免許が必要であるケースもあり、採用試験の受験ができないケースも生じている。
 - ・大学が「単位の実質化」を進める中で、教職課程を置かなくなっている状況も窺えるが、教職課程の数が増えるような施策を講じるとともに、教職課程の柔軟性を高めることが**安易な免許取得と教職志望者の質の低下に繋がらないようにする必要がある。**

- 3 「(3) 教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保 (p. 34)」について
 - ・特別免許状の活用については総論としては賛成である。推進のためには、特別免許授与の数値目標（授与件数の 1 割を目指す等）まで踏み込んでもよいと考える。
 - ・特別免許授与に消極的になる理由のひとつは、終身雇用前提の任用形態があるとののではないか。私学においては、単年度雇用で数年 ALT を雇い、適性を見極めたうえで、特別免許状を申請す

る例もある。

- ・一方で、これまで実施されてきた「教員免許更新制」においては、普通免許状と同等の手続きが求められてきており、特別免許所持者にも「教師に共通して求められる資質能力」が求められていると理解される。
- ・教職課程を経て取得する普通免許状との同等性を過剰に重視することはないが、1でも述べたように、**教師に共通して求められる資質能力は担保されるべき**と考える。

4 「(4) 校長等の管理職の育成及び求められる資質・能力の明確化(p. 36)」について

- ・今後一層役割が大きくなる校長自身の学びを支援することが重要であることには同意である。
- ・**校長会等による自主的な研究・協議などが一層促進されるよう、本協会としても取り組みたい。**

5 「(3) 理論と実践の往還を重視した教職課程への転換(p. 29)」について

- ・「教育実習」等の在り方の見直しについては、受け入れ側の学校の事情にも十分配慮願いたい。
- ・全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、それぞれの学生の状況に応じた柔軟な履修形式が認められるべきである事情は理解できる。
- ・現状では、年間の中で2～3週間に限定して受け入れている教育実習が、「通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から学校体験活動を経験し、教育実習の一部と代替する方法」などで混在した場合、受け入れ側の学校は年間を通じて教育実習生との関わりが求められるなど、過度な負担となることが予想される。
- ・また、教育実習生の低年齢化は、生徒との年齢がより近いことで、教員としての立場を律することが難しくなることも心配される。大学が教育実習生の質を保証できるのかも心配である。
- ・受け入れ側の学校は、多忙な学校業務の中で、次代の教員を育成することに無償・善意で協力しているのが実情であり、**受け入れ側の学校の負担を増大させることのないようお願いしたい。**

6 「(1) 学びの振り返りを支援する仕組みの構築(p. 47)」について

- ・教師の資質能力の向上に関する指導助言等を行う仕組みが必要であることは理解できる。
- ・「誇りを持って主体的に研修に打ち込むことができるという姿」が実現するよう、**教員の自主性を尊重されるよう工夫されたい。**また、教員が主体的に活動する研究団体等への支援もお願いしたい。
- ・校長等による研修履歴の記録・管理や指導・助言等が、校長の過度の負担とならないよう配慮願いたい。

7 「(2) 多様な働き方など教師を支える環境整備(p. 48)」について

- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の法制的な枠組みを含めた教師の処遇の在り方等を検討する必要があることには同意である。
- ・一方で、処遇面や働き方改革に矮小化されることなく、かつてそうであったように、**「教員」が社会から尊敬され、多くの子供たちがあこがれる職業になるような施策を講じる必要があるのではないか。**